
種 別： 翻訳

タイトル： 東南アジアにおける消費者用製造物安全法 ——断片化された規律と台頭しつつある製品責任体系

著 者： ルーク・ノッテージ 永下泰之 訳

所 収： 『上智法学論集』第 65 卷 1-2 合併号（令和 3 年 10 月）117-145 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

翻 訳

東南アジアにおける消費者用製造物安全法 ——断片化された規律と台頭しつつある製品 責任体系*

ルーク・ノッテージ

永下泰之 訳

1. 序

東アジア諸国連合（ASEAN）は、世界で最も活気に満ちた地域の一つであり、経済発展の段階にある。6億2千万人も多様な人々が存在し、政治構造や法的伝統も多様である。また、中産階級が急速に増加しており、2020年までには1億2千万人に達するとみられている。そのため、東南アジアは、それ自体として非常に重要な消費者市場となっている⁽¹⁾。

ASEANは、1967年に設立され、当初は地域の安全保障を強化するためのものであったが、次第に経済問題についてより大きな協力関係を制度化するようになった。それは台頭する中国（中国自体は今や巨大な消費者市場である）に対する反応でもある。とりわけ、2007ASEAN 経済共同体（AEC）ブループリントでは、2015年末に、現在の10か国間で、物、サービスおよび投資に関する貿易を自由化する公約（コミットメント）が打ち出された⁽²⁾。あまり知られて

* 本稿は主として、L. Nottage, J. Malbon, J. Paterson and C. Beaton-Wells, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第3章後半部分に基づく。

本稿は、2020年2月3日に龍谷大学（深草キャンパス）にて開催されたヨーロッパ消費者法研究会における、ルーク・ノッテージ教授（シドニー大学ロースクール教授）による講演「東南アジアにおける消費者のために製造物安全法——断片化された規律と台頭しつつある製品責任体系」の講演原稿を翻訳したものである。

(1) 例えば、Austrade and DFAT, 'Why ASEAN and Why Now', 14 August 2015, dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/why-asean-and-why-now.pdf を参照されたい。

いないのは、このブループリント（および2015年改訂）では、加盟国、とりわけ消費者保護の低いあるいはより不完全な発展途上国において、消費者法の改善を約束させたことである⁽³⁾。

したがって、東南アジア全体でより平準化された消費者法が現れたことを調査し、評価することは時期を得ている。ASEAN事務局は、2008年以來このアジェンダの達成を支援してきた。これは、主に、より伝統的な（「ASEAN流」）スタイルで、合意形成と情報共有とを通じて行われてきた。しかし、ASEANとその主要な貿易相手国の中で物およびサービスに関する国境を超えた貿易を自由化するというより厳しい（条約ベースの）コミットメントを背景としている。最大の課題はASEAN加盟国間の多様性であり、消費者法の制定と施行のタイミングと強度に影響を及ぼしている⁽⁴⁾。

消費用品安全法は、ブルネイを除く全ての加盟国において、「法律レベルの」消費者保護の中核要素として発展してきた⁽⁵⁾。一部、このことは、消費者保護法の主な推進力として、元来の権利ベースの哲学の反映である。しかし、（EUのように）消費者法を推進するためのより多くの経済的根拠が東南アジアにおいても現れ始めている⁽⁶⁾。市民個人の安全を保証することは、国家の基本的責任と考えられている。したがって、加盟国は、リスクの高い製品に

(2) 一般的には、例えば、T. S. Yean and S.B. Das, 'Introduction: Economic Interests and the ASEAN Economic Community' in T. S. Yean and S.B. Das (eds.), *Moving the AEC Beyond 2015: Managing Domestic Consensus for Community-Building* (Singapore, ISEAS Publishing, 2016), 1-23; J. Pelkmans, *The ASEAN Economic Community: A Conceptual Approach* (Cambridge University Press, 2016); ASEAN Economic Community Blueprint, Singapore, 20 November 2007, asean.org/wp-content/uploads/archive/5187-10.pdfを参照されたい。

(3) Chapter 1 Part 1.2 of L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第1章 Part 1.2 で説明したとおりである。

(4) 前掲書第1章 Part 1.3 で説明したとおりである。

(5) 一般的には、以下を参照されたい。L. Nottage, 'ASEAN Product Liability and Consumer Product Safety Regulation: Comparing National Laws and Free Trade Agreements', *Sydney Law School Research Paper*, 15/07 (2015), ssrn.com/abstract=2562695; L. Nottage and S. Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability and Consumer Product Safety Law* (Winyuchon Publication House, 2016), 入門編の原稿は、ssrn.com/abstract=2703130; L. Nottage & J. Paterson, 'Product Safety Law and Consumer Contracts in Southeast Asia: Partly Trading Up?' in P. Hsieh and B. Mercurio (eds.), *ASEAN Law in the New Regional Economic Order* (Cambridge University Press, 2019).

(6) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第1章および第2章で述べたとおりである。

対して、分野特有の規制または「垂直的」規制を制定する傾向がある⁽⁷⁾。

これは、一般的な消費財のための一般的または「水平的」規制に連なっている⁽⁸⁾。これらの改正は、一般的には、消費者問題規制当局に対して市販後の介入権限を創設したことに始まり、これにより、消費者問題規制当局は、安全ではないことが判明した製品を禁止またはリコール（回収）することができる。時に、立法者は、市販前についての権限も導入しており、これらの規制当局は、指定された種類の消費財が流通に置かれる前に、最小限の履行基準または情報提供基準を設定することができる。しかし、サプライヤーに対して、重大な製品関連事故について国内消費者問題規制当局に報告（または自主回収⁽⁹⁾）を義務付ける類似の制度は未だ存在しない（一部ベトナムは除く）。

さらに、これらの規制当局の多くは、とりわけ市販前の介入権限について能力も司法権もない。そのため、多くの場合その代わりに、他の政府部門または専門機関に市場前の介入権限が留保されている（例えば、食料品や医薬品に対する）。こうした傾向は、規制の断片化やサイロ効果〔*silos effect*〕をもたらし、ASEAN 加盟国内の一般的な消費者問題規制当局が、市販後の介入権限を行使するための専門知識を発展させる可能性を制限している。また、例えば、食品規制分野で、世界貿易機構（WTO）協定や急増する自由貿易協定（FTAs）に基づき、製品規格設定のための成長しつつある「脱政府間」ネットワーク⁽¹⁰⁾に携わる能力を妨げるものである⁽¹¹⁾。

(7) 医薬品や食品などがそうであり、前掲書第3章補遺で述べたとおりである。

(8) 前掲書第3章 Part 3.2 で詳述した。

(9) L. Nottage, ‘Policy Digest 2: Consumer Product Safety Regulation — Recalls and Accident Information Disclosure Mechanisms’ in ASEAN Secretariat, *Consumer Protection Digests and Case Studies: A Policy Guide*, vol. I, December 2014, www.aseanconsumer.org/accp/uploads/files/CPDCS_PGV1.pdf. 「リコール」の定義をめぐる不確実性や ASEAN ガイドラインの発展可能性については、L. Nottage, ‘Policy Digest 21: Best Practices for Developing Consumer Protection Policy’ in ASEAN Secretariat, *Consumer Protection Digests and Case Studies: A Policy Guide*, vol. II, December 2015, [www.asean.org/storage/2015/12/key_document/Consumer_Protection_Digests_and_Case_Studies-Volume_II_\(07122015\).pdf](http://www.asean.org/storage/2015/12/key_document/Consumer_Protection_Digests_and_Case_Studies-Volume_II_(07122015).pdf) (abridged at blogs.usyd.edu.au/japaneselaw/2015/07/asean_recall_guidelines.html) も参照されたい。

(10) トランスガヴァメンタリズム (transgovernmentalism) については、特に、A.-M. Slaughter, *A New World Order* (Princeton University Press, 2004) を参照されたい。

(11) L. Nottage, ‘Policy Digest 20: Food Safety Regulation Under National and International Law: Integrating Consumer Regulators in Proliferating Standardisation Projects’ in ASEAN Secretariat, *Consumer Protection Digests and Case Studies*, vol. II, December 2015, at www.asean.org/storage/2015/12/key_document/Consumer_Protection_Digests_and_Case_Studies-Volume_II_

にもかかわらず、東南アジアにおける専門化粧品規制当局および消費者は、EUの化粧品規制により定められた技術基準と法定権限を直接採用することによって恩恵を受けており⁽¹²⁾、これは米国アプローチとは対象的である。こうした体制は、理論的にも実務の観点からも興味深い。これは、ASEANでさえも常により厳格な(条約ベースの)法的平準化に反対するわけでもなく、ヨーロッパからの非常に直接的な法の移植に反対するわけでもないことを示している。デビッド・フォークルによる「トレーディング・アップ」現象は、あまり知られていないが、これは、より多く国境を超えた貿易がなされるようになると、弱い消費者保護法ではなくより強力な消費者保護法が導かれるというものである⁽¹³⁾。上述のASEANの状況は、「トレーディング・アップ」現象の特に良い例である。このようなASEAN全体のより厳格な規制基準は、すでにEU基準を採用する経済圏域に輸出をしているタイ、マレーシアおよびシンガポールにおいて主要な化粧品製造拠点が出現していることから実証されている。現在ASEAN内で採用されている同様の化粧品制度は、ミャンマーのような発展途上国にとって特に重要であり、国境を超えた貿易に急速に広がっているが、執行には依然として課題が残されている。

本章では、一般的消費者規制当局と部門別規制当局との間における緊張関係に加え、規制当局とNGOとの関係の側面と、安全ではない消費財から被った損害の救済を得るため、代わりに裁判制度を利用することを望む民事紛争当事者との関係について検討する。第2部で詳しく述べるように、ASEAN加盟国の10か国のうち5か国での顕著な傾向は、その可能性を高めているというこ

(07122015).pdfも参照されたい。

(12) 一般的には、Z. Zakaria, 'Regulation of Cosmetics: What Has Malaysia Learnt from the European System?', *Journal of Consumer Policy*, 38 (2015), 39-59. を参照されたい。補遺Bのケーススタディは、L. Nottage, 'Policy Digest 22: Cosmetics Regulation Under National and ASEAN Law' in ASEAN Secretariat, *Consumer Protection Digests and Case Studies*, vol. II, December 2015, at [www.asean.org/storage/2015/12/key_document/Consumer_Protection_Digests_and_Case_Studies-Volume_II_\(07122015\).pdf](http://www.asean.org/storage/2015/12/key_document/Consumer_Protection_Digests_and_Case_Studies-Volume_II_(07122015).pdf)の資料を大幅に発展させ、更新したものである。その政策の要約版はケーススタディを促進し、That Policy Digest has also prompted a case study and broader lessons recently set out in D. Gill, *International Regulatory Cooperation: Case Studies and Lessons Learnt* (Wellington, New Zealand Institute of Economic Research, October 2018) at <https://nzier.org.nz/publication/international-regulatory-cooperation-case-studies-and-lessons-learnt>において、幅広い教訓が述べられている。

(13) D. Vogel, *Trading Up: Consumer and Environmental Regulation in a Global Economy* (Cambridge, Harvard University Press, 1995).

とである。消費者に損害をもたらす安全性に関する欠陥が製造物に含まれている場合、(過失ベースではなく) 厳格責任を課す製造物責任法を制定することで、サプライヤーは安全な製品を扱うよう間接的に仕向けられている。実際、EU 製造物責任指令(1985年に制定され、1999年には若干修正された)に触発されたのではあるが⁽¹⁴⁾、こうした東南アジアへの法移植は、一般的に、様々な方法で、より原告に有利なものとなっている。例えば、ほとんどの加盟国は、請求可能な損失の範囲を、実際にかつ通常は個人使用を目的とする他の商品に対する損害に限らず、商取引から生じた拡大損害にも及ぶ。潜在的には、このことは、消費財のサプライヤーに対してより大きなインセンティブを与える効果があるだろう。

にもかかわらず、この点は、法律問題専門家および消費者問題専門家の間でさえ、事実上知られていないようである。より広範には、広範な調査をしても、タイを除けば、これらのEUに触発された製造物責任法の下で正式に裁判所に提訴されたものはほとんど見いだされない(そしてほとんど常に和解で終わっている)。このことから、消費者の請求を裁判所内外で解決するために、信頼できる紛争解決手続を備える必要があることがわかる。多数の小規模紛争に効果的に対処するための集団的救済メカニズムが特に必要である。この点において、タイは再びASEAN地域において先駆的な役割を果たしている⁽¹⁵⁾。

全体的にみれば、東南アジアでは、初めに水平的な消費用品安全規制が導入され、ほとんど全ての加盟国において制定された。しかし、最近の改正は、「法律の制定」に対しても広範囲に及んでおらず、ましてや「社会のなかでの法」にも及んでいない。対照的に、製造物責任法の改正が後に始まったが、依然として普及していない(表1の「XX」ではなく、「X」で示されているとおりである)。後述の3において、さらなる結論とより広範な含意を示そう。

2. 製造物責任法：法的救済と製造業者に対する間接的なインセンティブ

とりわけコモン・ロー法圏では、契約法が、一般的に、直接の販売者に対

(14) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM%3A132012> を参照された
い。

(15) L. Nottage, 'Policy Digest 16: Enforcing Product Liability' in ASEAN Secretariat, *Consumer Protection Digests and Case Studies*, vol. II, December 2015 (abridged at blogs.usyd.edu.au/japaneselaw/2014/12/enforcing_product_liability.html) を参照されたい。

表1：ASEAN 加盟国における製品安全法改正の段階と強度

時相に対する法律の種類	製品安全規制	製造物責任法改正
1970年代	X	-
1990年代	XX	X
2010年頃	X	X

し、製品の欠陥（安全性の欠如を含む）に対する厳格責任を課す。消費者契約法が制定され、B2C 契約における一部ないし全部免責条項の使用を制限する一方⁽¹⁶⁾、こうした制限が販売者（小売業者など）とそのサプライヤー（卸売業者など）との B2B 契約には及ばず、B2B 契約では責任を制限する場合、どうなるだろうか。理論的には、このことから、小売業者は、サプライヤーには B2B 契約のもとで請求権を行使できないまま、消費者から不良品に対する金銭賠償を求められることを避けるために、より良い品質の（望むべくは安全な）製品をサプライヤーから調達するインセンティブが生ずる。

しかしながら、実際には、消費者は、小売業者や直接の販売者に対して契約法に基づく請求をしないだろう。安全ではない製品が何らかの拡大損害（食中毒で数日欠勤するなど）を引き起こす場合であっても、被害総額は魅力に欠けるものとなろう。より重大な事故の場合、厳格責任を主張する場合であっても、購入や損失を証明すること、または因果関係を証明することは困難な場合がある。裁判所にアクセスできない場合（例えば、ラオス、あるいはとくにミャンマーなど）、課題は多数に渡る。いずれにせよ、小売業者は、支払不能となるか、逃亡するか、あるいは裁判管轄の外にいるという可能性がある（e コマースのサプライヤーと同様である）。

そうした理由から、政策立案者は、ますます、消費者が契約連鎖のさらに上位の者、とくに製造業者に対し直接請求をする可能性に興味を抱くようになったのである。しかしながら、やっかいなことに、そうした請求は、契約法ではなく不法行為法に基づいてなされなければならないが、不法行為法はそうした請求を認めてはいない。結局のところ、1932 年の *Donoghue v Stevenson* 判決⁽¹⁷⁾ が出されるまで、貴族院は、消費者が安全ではない飲料に対して製造業者を直接に訴えることを認めていなかった。当時イギリスの植民地であった、

(16) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第4章において概要が述べられている。

(17) [1932] All E. R. Rep 1.

あるいは独立後もイギリス法の影響下にあった東南アジア諸国においてさえ⁽¹⁸⁾、直接請求をするには、一般的にはその業界の製造業者に合理的に期待されうる基準に基づく過失の証明が要求されており、その証明は困難であった。したがって、安全でない製品に関する消費者対製造業者の訴訟（特に報告されたもの）はほとんど見出すことができなかった。

東南アジア地域の政策立案者は、とりわけ、1988年までにEU加盟国で実施されるEU指令が長い交渉の末1985年に最終決定された後に、この問題に気づき始めた。このことは、オーストラリアにおいて（1992年以降）、また広くアジア地域（中国⁽¹⁹⁾および日本を含む）においても、同様の厳格責任立法制定を促進した。1994年にWTOが設立されたことを考慮に入れると、少なくとも日本において立法による介入のさらなる契機となったのは、間違いなく、製品の安全性に関する直接規制により注意を払う必要があったからである⁽²⁰⁾。

EUスタイルの厳格な製造物責任法は、特に1970年代から1980年代にかけての米国における製造物責任判例法の発展の最初の段階に触発されたものであるが⁽²¹⁾、安全に対する「消費者の期待」の観点から定義された欠陥（製造業者の過失ではない）の証明を要求することにより、被害を受けた消費者の救済へのより良いアクセスを提供することを約束するものである。これは、製造業者（およびサプライチェーン内の他の者）に安全な製品を取り扱うインセンティブを与えるものと考えられていたが、政府による直接規制（例えば、特定の種

(18) シンガポールについては、例えば、K. Amirthalingam, 'Lord Atkin and The Philosopher's Stone: The Search for a Universal Test for Duty', *Singapore Journal of Legal Studies*, (Dec 2007), 350-360; C. T. S. Kian, 'New Developments in Duty of Care: The Singapore Approach to Negligence in Product Liability After the Slim 10Case', *Business Law Review*, May (2005), 116-124 を参照。マレーシアについては、N. Talib, *Law of Torts in Malaysia* (Sweet & Maxwell Asia, 2010); for Brunei, see Ong, 'Brunei Darusaalam', 71 を参照。ミャンマーに関しては、サードパーティの製造業者が責任を負う可能性があるかは不明である。例えば、T. Aye and J. Finch, 'Myanmar' in J. Kellam (ed.), *Product Liability in the Asia-Pacific* (Federation Press, 2009) 314, 317-9 を参照されたい。

(19) W. Zou and X. Wang, 'China' in Jocelyn Kellam (ed.), *Product Liability in the Asia-Pacific* (Federation Press, 2009); J. Li, *Law on Product Quality Control and Product Liability in China* (William S. Hein, 2006).

(20) L. Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan* (Routledge, 2004), 63.

(21) アメリカ合衆国において1990年代から続く厳格責任の部分的な後退については、G. Howells and D. Owen, 'Products Liability in America and Europe' in G. Howells, I. Ramsay and T. Wilhelmsson (eds.), *Handbook of Research on International Consumer Law*, 232-7 を参照されたい。

類の商品に対する強制的安全基準を通じて)よりも間接的なものになってしまった。東南アジアでは、EUスタイルの法律が、これまでに5つのASEAN加盟国において包括的に導入されており、それは主に2つの段階があった。

- 1992年-1999年 (フィリピンおよびマレーシア)
- 2007年-2011年 (すなわち、最初のAECブループリント以降:カンボジア、タイおよびベトナム)

全体としてみると、これらの制定法は、実体法の原則さらには手続的改革の観点から、元のEUモデルをより消費者志向に拡張しているが、統一されてはならず、特に第2段階ではそうである。本稿は、「制定法」の分析を通じて、以下でこの点について詳述した上で、これら5か国における「行動における法〔社会の中の法〕」について検討する。また、EUスタイルの厳格な製造物責任法を制定していない他の5つのASEAN加盟国の現状と将来の見通しについても検討する。

2.1 製造物責任法改革の第一段階 (1992年-1999年)

最初に制定されたのは、フィリピンにおいてであり、1992年消費者法第5章に規定された。興味深いことに、フィリピンは、伝統的に米国の動向に目を配っている⁽²²⁾。97条は、「過失とは無関係に欠陥により消費者が被った損害に対する救済」と規定する。これは、製品の体裁、合理的な使用および流通に置かれた時などの状況を考慮すると、「正当に期待される安全性」を欠くということを意味する。これは、EC指令の定義に類似しているが、97条は、欠陥が様々な問題に起因する可能性があることも示しており、米国の製造物責任判例法や、(1回限りの)製造上の問題と(全製品ラインに影響を及ぼす)設計上の欠陥と警告または情報の欠陥とを区別する解説を連想させる。

また、EU法と全く同様に、製造業者(製品に商品名を付けた者を含む)、輸入業者および特定の仲介業者に責任が課される(ただし、仲介者については、それらのサプライヤーが製造業者または輸入業者を特定しない場合にのみ責任が課される)。厳格責任は、(米国法と同様に)全てのサプライチェーンに及ぶものではないが、ASEANでは独自に、「生鮮食品を適切に保存しない」サプライヤーには厳格責任が適用されるものとしている(98条)。

(22) E. Aguilang-Pangalangan, 'The Philippines - Native Culture, Transplanted Institutions and Women's Rights' in E. A. Black and G. F. Bell (eds.), *Law and Legal Institutions of Asia* (Cambridge University Press, 2011).

請求可能な損害賠償の範囲は、米国判例法ほどではないが、EC 指令よりは広範囲である。損害は「消費者」に生じたものでなければならず、4 条の定義によれば、消費者は自然人であり、「主に個人、家族、家庭または農業を目的とする」「消費財」の購入者または受領者も含まれる。EC 指令では、「通常は」個人使用または個人消費のための商品であり（客観テスト）、かつ、実際にそのように使用されまたは消費された商品（主観テスト）に対する拡大損害の請求のみが許容されている。最も興味深いことには、主として「農業目的」のための商品へ請求を拡張することにより、フィリピン法は、例えば、農家が欠陥のあるトラクターまたは工業肥料のために損失を被ったあるいは利益を失った、または他の拡大損害を被ったとして提訴することを認めているようである。そうした取引上の損失にまで厳格製造物責任を拡張することは、後述するように、他の ASEAN 加盟国の顕著な傾向であり、それ以外の場合には EU モデルに従っている。しかし、現地の解説者はそのことにほとんど気づいていない⁽²³⁾。

1992 年消費者法は、免責に関して刷新しており、(a) 製品を市場に出さなかったこと、(b) 製品には欠陥がなかったこと、または (c) 消費者または第三者に「単独で過失」があることを証明した場合に免責がなされる。第二の免責事由から、被害を受けた消費者が製品に欠陥があったことを証明する必要がないことを示している。これに代わり、製造業者等が、製品に欠陥がないことを証明する責任を負う。繰り返しになるが、これは東南アジアにおける後続するいくつかの制定法に見られることである。欠陥の証明責任の転換はまた、EU 指令の解釈に関する EU 加盟国の判例法における発展を見越したものである。さらに、オーストラリア法改正委員会による勧告が想起されるが、同勧告は、オーストラリアが EC 指令をより厳密にモデル化した法律を採用した 1992 年に放棄されている⁽²⁴⁾。

最も興味深いことに、フィリピン法 99 条は、サービス供給者に対して、「過失とは無関係に、サービスの供給に関する欠陥により消費者が被った損害の救済、および、不十分または不適当な情報による損害の救済」にかかる責任を課している。さらに、サプライヤーが提供されたサービスに欠陥がなかったこと

(23) 例えば、P.-A. Prodigious and D. Danika Lim, 'Philippines' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*, 197-251 を参照。

(24) L. Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, pp. 33-4; R. Freeman, 'The Concept of Defect under the Product Liability Directive: A 30 Year Retrospective', *International Product Liability Review*, 60(2015), 2-5.

を証明した場合には、再び免責されることで、反対の証明責任が適用される。

関連して、1999年の消費者保護に関するインドネシアの法律第8号がヨーロッパスタイルの製造物責任法を制定することを拒否したことも注目になる。しかし、19条は、「事業者」が製造または引き渡した商品またはサービスから消費者が被った損害につき、事業者責任を課すものであるが、「消費者に過失があることを事業者が証明することができる」場合には免責されることを認めている。背景となった法律に基づく製造業者の責任は、通例では、原告に過失の証明を要求するものであるが⁽²⁵⁾、消費者の請求については、証明責任は転換されている。とはいえ、製造業者は、適切に注意を払ったことを示すだけでよい。

第一段階の最後の立法は、1999年のマレーシア消費者保護法である。「製造物責任」に関する第10編は、EC指令に非常によく追従しており、とりわけ英国の1987年消費者保護法の第1編に編入されたものと同様である⁽²⁶⁾（鍵となる要素は、指令のオーストラリア版とも大半は一致している。オーストラリア版は、1992年に貿易慣行法（TPA）の第5Aとして編入され、TPAが2010年にオーストラリア消費者法として改正された際に第3編から第5編において再記述された⁽²⁷⁾）。製造業者、輸入業者および他の特定の仲介業者の責任を成立させるためには、原告は、安全性に関する「欠陥」を証明しなければならない（67条）。そのような中間業者には、製造業者を特定できないサプライヤー、または製造業者であるとの印象を与えるような、自らのブランド・ネーム等を製造物に付したサプライヤー以外の者も含まれるとするのは、フィリピン法ではなくEU指令に一致している。さらに、請求しうる拡大損害の範囲も、通例は実際に個人使用を目的とする製造物に限定され、農業目的のために購入したもののについての規定は存在しない。しかし、1999年のマレーシア法が未加工の

(25) R.F. Buditomo, 'Indonesia' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*, pp. 113-7.

(26) N. Amin, 'Product Liability under the Consumer Protection Act 1999', *IJUM Law Journal*, (1999), 175-198, at irep.iium.edu.my/6354/1/Product_liability.pdf.

(27) オーストラリア法とEU法との比較については、L. Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, 77 (summary Table 3.3) を参照。オーストラリア法の東南アジアへの影響は、とりわけ会社法においてみられる。例えば、P. Mahy and I. Ramsay, 'Legal Transplants and Adaptations in a Colonial Setting: Company Law in British Malaya', *Singapore Journal of Legal Studies*, [2014], 123-150; M. R. Salim, 'Legal Transplantation and Local Knowledge: Corporate Governance in Malaysia', *Australian Journal of Corporate Law*, 20 (2006), 1-29 を参照されたい。

農産品に対する責任を除外したことは、農家の利益となる可能性がある（68条（5））。これは、「狂牛病」スキャンダルの発生により削除されるまでの間、当初の EC 指令で規定され、（1999年ではまだ）ほとんどのヨーロッパ加盟国が採用していたオプションに従うものである⁽²⁸⁾。

マレーシア消費者保護法はさらに EU スタイルの免責条項を追加した（72条）。特に、部品原材料製造業者の抗弁および開発危険の抗弁—すなわち、「誰も知り得なかった」抗弁である。後者の開発危険の抗弁は、EU 加盟国のオプションとされており、ほとんど全ての加盟国が採用している。1987年英国法においても採用されていたが、欧州司法裁判所により広範すぎるとされ失敗に終わっている⁽²⁹⁾。興味深いことに、マレーシア法は、開発危険の抗弁についてさらに広範な規定を採用している（72条（d）. 強調筆者）：

「〔製造物が流通に置かれた時点における〕科学および技術に関する知見によっては、問題となっている製造物と同種の製造物の製造業者が、その支配下にある間に当該製造物に欠陥が存在していたことを発見することが合理的に期待されえない」

英国法においては「同種の製品」に関し同様のことが述べられているが、このことから、関連業界において何が合理的であるのかについて過度に焦点を当てることが許されるか否かについて、訴訟上審理が集中していた。したがって、これは指令の厳格責任制度を損なうものであった。しかし、最終的には、英国裁判所が規定をそのように解釈していると委員会は証明しなかったと判断された。しかしながら、裁判所は、科学および技術に関する知見は—世界最先端のレベルであっても—入手できるものでなければならぬと判示した。

マレーシア法 72条（d）に関するある初期の解説は、同判決に言及せずに、次のように述べる。すなわち、「製造業者に合理的に期待されること」とは何かを特に明示的に言及することは、厳格な製造物責任と調和するものではなく、免責対象となる「合理的に認識しえないリスク」には、「技術的あるいは手間のかかるあらゆる技術的検査が用いられた場合、あるいは対象に関する世界中のあらゆる文献が調査された場合」のリスクも含みうる。この解説は、開発危険の抗弁は「医薬品、化学製品および将来 [マレーシアが] 開発するかも

(28) L. Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, pp. 85-8.

(29) *Commission v United Kingdom* [1997] ECR I-2649, discussed in Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, 127; Howells and Owen, 'Products Liability in America and Europe', 248-50.

しれない航空宇宙産業のようなハイテク産業にとって特に重要であろう」とも述べている⁽³⁰⁾。例えば1992年におけるフィリピンと比較すると、マレーシアは、すでに1999年までに、複雑な消費用品の製造につき国内外からの多額の投資をとりつけていた⁽³¹⁾。

しかし、奇妙なことに、1999年法は明らかにニュージーランドの1993年消費者保証法をモデルとしているにもかかわらず、1999年法第7編に定められた製造業者の責任を成立させる規定(50条)に対する免責条項(51条)には開発危険の抗弁が規定されていない(オーストラリアの消費者法も同様の規定を採用しており、旧貿易慣行法は第5編第2節に規定された製造業者が負うべき法定保証について並行制度を有していた⁽³²⁾)。これにより、マレーシアでは、「許容される品質」一特に「安全性」に関する保証の違反に対して、第5編に基づき、直接のサプライヤーと共に製造業者が消費者に対して責任を負うこととなる(32条(2)(a)(iii))。さらに、「消費者」とは、3条(1)において、通常は個人使用を目的とする商品を取得または使用する者と定義されている(客観テスト)。ただし、主として取引において再販するため、製造過程において消費するため、あるいは別の商品や備品と取り扱うための場合は、この限りではない(主観テスト)。したがって、欠陥のある部品によって、「社用車⁽³³⁾」またはトラクターが火災にあった場合、事業主は部品の製造業者に対して損害賠償を請

(30) Amin, 'Product Liability Under the Consumer Protection Act 1999', 197. ECJの訴訟において法務官が例として挙げた「満州の雑誌記事」(Howells and Owen, 'Products Liability in America and Europe', 250で論じられている。)と、オーストラリア連邦最高裁大法廷が、カキの安全性を確認するテストを実施するとカキが破壊されてしまうとの理由から、(やや異なる表現で)開発危険の抗弁を適用した *Graham Barclay Oysters Pty Ltd v Ryan* (2000) 117 ALR 18 (Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, 129-30で論じられている。)とを比較せよ。

(31) G. Felker and K. S. Jomo, *Technology, Competitiveness and the State: Malaysia's Industrial Technology Policies* (Routledge, 1999).

(32) そのため、*Fulcher and Fulcher v Knott Investments Pty Ltd* [2012] QSC 232では、トマト農家は、(1986年に追加された)この部において、レクリエーション用車両の部品製造業者に対する(事業資産の)損失につき、(1992年に追加された)EUスタイルのPartVAよりも高額な賠償請求をすることができた。この部において開発危険の抗弁が無視されたことが初期のカキ訴訟においても大きな意味を持つようになった。Nottage, *Product Safety and Liability Law in Japan*, 129-30を参照されたい。

(33) Amin, 'Product Liability under the Consumer Protection Act 1999', 188を参照。この例では、そのような派生の損失は、第10編に基づき部品製造業者に対して請求することができる損害賠償の範囲外であることが指摘されている。

求ることができる。しかし、こうした営業損失に対する厳格責任制度は、狭義の消費者救済を目的とする EC 指令を超えるものであり、事実上知られておらず、また確かに、報告された判決のいずれにおいても問題とはされていないようである⁽³⁴⁾。

2.2 製造物責任法改革の第 2 段階（2007 年-2010 年）

1999 年以降、製造業者により高い基準の製造物責任を課す法律は、消費者保護法の平準化へのコミットメントを含め、AEC の ASEAN ブループプリントと一致して、ほぼ 10 年間施行されなかった。最初の立法は、カンボジア民法典 751 条であり、2007 年に成立した。このような民法の包括的な法典化には、2007 年以前からかなりの時間を要し、751 条は省略された EU スタイルの厳格責任制度を定めるものであったが、同条は、直接にはこの ASEAN 主導のイニシアチブによるものではない。にもかかわらず、同条は、2011 年からの法律の施行に寄与した可能性がある。その代わりに、この法典化は、日本における製造物責任法の分野で知られている相談役の教授の一人による法技術的助力によって支援されたものであった⁽³⁵⁾。それゆえ、75 条⁽³⁶⁾が EC 指令の変種で

(34) 例えば C. W. Lim, ‘Malaysia’ in Nottage and Thanitcul, *ASEAN Product Liability*, 153-4 を参照。

(35) 例えば、A. Morishima, ‘Product Liability and Contracts between Corporations: The Japanese Situation’ in E. Hondius (ed.), *Modern Trends in Tort Law: Dutch and Japanese Laws Compared* (Kluwer, 1999) 169 を参照。また、森島昭夫教授のカンボジア法改正への貢献については、‘Japanese Cooperation to Support the Formulation of Key Government Policies on Legal and Judicial System of the Kingdom of Cambodia and the Draft Civil Code of Cambodia’, Keynote Speech to the National Seminar on the Drafting of the Civil Code and the Code of Civil Procedure of Cambodia, 15 October 2002, published in *ICD News Law for Development Journal*, (July 2003), www.moj.go.jp/content/000111066.pdf で言及されている。カンボジア民法改正計画は、世界銀行とアジア開発銀行の支援を受けている。D. A. Donovan, ‘The New Cambodian Civil Code’, *East Asia Forum Blog*, 16 February 2012, www.eastasiaforum.org/2012/02/16/the-new-cambodian-civil-code/; Y. Kaneko, ‘Catalistic Role of Legal Assistance between Formal Law and Social Norms: Hints from Japanese Assistance’, *Journal of International Cooperation Studies*, 15 (3) (2008), 54, www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-publication/jics/kaneko_15-3.pdf も参照。また一般的には、V. Taylor, ‘The Law Reform Olympics: Measuring the Effects of Law Reform in Transition Economies’ in T. Lindsey (ed.), *Law Reform in Developing and Transitional States* (Routledge, 2007), 83-105 を参照されたい。

(36) 非公式翻訳ではあるが、751 条 1 項では次のとおり規定されている (www.cambodiaip.gov.kh/DocResources/8e68a867-097f-4768-90e2-59527abbe418_c786a043-b88d-4f64-9429-

ある日本法のいくつかの特徴を複製したものであることは、驚くべきことではない。とりわけ、

- 75条に基づき、事業者（および消費者）が製造業者または輸入業者（ただし、EU および日本法と同様に他の特定の仲介業者は除く）に対し、厳格責任に基づく請求をすることができる。また、
- 75条には、EC 指令の方針に沿った（潜在的に広範なマレーシア法との文言とは異なる）開発危険の抗弁が規定されている。

タイは、より精巧かつ独自の EU スタイルの立法を行ったが、これには長い期間を要した。TISI は 1996 年頃に法律草案を提出したが、計画は OCPB に移管され、その修正草案は 2000 年に内閣により原則的には承認された。その後、同修正草案は、より広く政府や利害関係者と協議するため、国務院（の元最高裁判所長官が委員長を務める委員会）に提出された。しかし、タイ産業連盟による反対にあい、政治的混乱が生じた。オーストラリアの輸入業者が「タイのピックアップトラックの品質と安全性に関する基準を改善するよう要請し」、現地の安全基準を改善するだけでなく、「オーストラリア製造物責任法に基づくオーストラリアの輸入業者の責任を制限する」ように「タイが製造物責任法を制定するのであれば、ピックアップトラックを輸入しより高い価格を支払う意思がある」ことをタイ産業連盟は知っていたにもかかわらず反対したのである⁽³⁷⁾。（タイでは非常によくあることであるが）クーデターの後、2007年に軍事政権が草案を議会に提出し、2008年に製造物責任法が制定された（2009年初頭から施行）。有力な解説者は次のように述べる。すなわち、「同政府は民主的に選ばれた政府ではなかったため」、法案は比較的迅速に議会を通過し、2000年以降、連盟の反対を乗り越えることができたのである⁽³⁸⁾。

上述の東南アジアでの立法および EC 指令と比べると、タイ法には興味深い特徴がある。

- 製造、設計または指示・警告上の欠陥（フィリピン法とは明らかに異なる）により損害を惹起する（可能性のある）「安全ではない製造物」（4条）に対する製造業者（5条）および他の「事業者」（EUの方針に沿った

60a330efdc5f-en.pdf)。「製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、そのために他者に危害を及ぼしたときは、動産の製造業者は損害を賠償する責任を負う。ただし、欠陥が製造当時に科学的水準に基づいても発見できなかったときは、この限りではない。」

(37) S. Thanitcul, 'Thailand' in Nottage and Thanitcul, *ASEAN Product Liability*, 275.

(38) *Ibid.*, 285.

定義である：4条）の厳格責任。ただし、欠陥とはなにかあるいは消費者期待テストについては別途言及されていない。

- 事業者への立証責任の転換。事業者は、製造物が危険なものではなかったこと、あるいは被害を受けた原告が誤った使用または保管をしたことを証明しなければならない（6条・7条）。
- 農産物に対する責任（4条）。ただし、「天然物」および（省令によると）タイ国内で生産されたものであり、工場で生産されたものでない農産物は除く。
- 部品原材料製造業者の抗弁（8条）。開発危険の抗弁はない。
- 営業損失への拡大損害（5条参照）。

最後の点に関し、立法過程を見ると、草案には「個人使用または個人消費用の商品」への拡大損害に制限する文言があったが、国務委員会がこれを削除したことがわかる⁽³⁹⁾。

2008年タイ製造物責任法はまた、革新的な原告志向の特徴をいくつか備えている。

- 追加的に「懲罰的損害賠償」を認める裁判所の裁量。事業者が、故意または重過失により安全ではない製造物を供給した場合、裁判所は、補償的損害賠償額の2倍に限度において、事業者に対して懲罰的損害賠償を課することができる（11条（2））。
- 被害を受けた者の代わりに訴訟を提起する OCPB または（消費者保護法に基づき）認証を受けた消費者 NGO を支援し、裁判所が決定した場合を除き、手数料が免除される（10条）。

後述 2.3 以下で述べるように、これらの手続的改革は、消費者訴訟手続法（2008年制定）と積極的な消費者運動と相まって、比較的多数の製造物責任法に基づく訴訟を提起する上で、極めて重要であったようである。

ベトナムも、2010年消費者保護法（2011年施行）にEUスタイルの製造物責任規定が置かれる以前から、持続的に法改正手続に取り組んでいたが、終わったのは比較的最近である⁽⁴⁰⁾。製造業者、輸入業者および仲業者（24条）は、「消費者の」人的損害および財産的損失に対し、厳格責任を負う（23条）。したがって、後続損害の範囲は、EC指令よりもいくらか広範である。なぜなら、EC指令は、他の財産が実際に個人の消費者により使用されていたことに加え

(39) Ibid., 290.

(40) Nguyen, 'The Drafting of Vietnam's Consumer Protection Law'.

(ベトナム法も同様である。3条(1)、通常、個人使用目的であることも要するからである。しかし、後続の営業損失に拡張されるものではない。部品原材料製造業者の抗弁は存在しないが、開発危険の抗弁は規定されている。ただし、「製造物が流通に置かれた時点における全世界の科学および技術水準」によっては製造物の欠陥を発見することができなかったことを事業者が証明した場合には、この限りではない(24条。強調筆者)。

2010年消費者保護法は、欠陥に関する証明責任の転換を規定していないが、少なくともあるベトナムの弁護士は、含意されていると主張している⁽⁴¹⁾。しかし、消費者利益を保護するための民事訴訟(個人消費者または認証を受けた消費者団体が提起するもの。41条)においては、原告が事業者の違法行為を証明しなければならない(42条)。この点は、タイ法の原則と同様であるが、消費者の利益のために損害賠償の代表訴訟を提起する権限が規制当局にはない点が異なっている(26条参照)。認証を受けた消費者NGOがそのような訴訟を代わりに提起する場合には、消費者NGOはそのことを適切に公表しなければならず(「商品やサービスを取引する組織や個人による通常の運営」(44条)に悪影響を及ぼすものではないが)、裁判所は速やかに審理日を公表しなければならない。

2010年法の興味深い特徴は、通常裁判所で消費者によって提起された少額訴訟(100VNDまたは5000USドルを上限とする)のために迅速手続が規定されたことである。これは、タイで2008年に立法されたもの(概要は後述)といくらか類似するものであるが、ベトナム法は、訴額の上限を定めるだけでなく、また単純な訴訟を制限しているだけでなく、直接のサプライヤーに対する個人消費者の訴訟を制限している(それゆえ、契約外の製造業者に対する製造物責任を追求することはできない)。いずれにせよ、迅速手続は、2015年に成立し2017年に施行された新法まで、それに対応する民事訴訟法が改正されなかったため、実際には使うことができなかった

したがって、ベトナム法は、被害を被った消費者の裁判へのアクセスを促進するために、いくつか革新的な手続を、少なくとも「法典」に付け加えることを試みていたのである。

(41) P. Thi Phuong Anh, 'Vietnamese Law on Consumer Protection: Some Points for Traders', *Vietnam Law & Legal Forum*, 27 June 2013, 16-20, vietnamlawmagazine.vn/vietnamese-law-on-consumer-protection-some-points-for-traders-3628.html.

2.3 「行動における法〔社会の中の法〕」としての製造物責任法および将来展望

「行動における法」の検討に目を移すと、より一般的には、ベトナムを皮切りに、一般メディアにおいてできえも、いくつか製造物の安全性にかかる重大な不具合があったにもかかわらず、製造物責任の事例はほとんど報告されていなかった。その理由の一部は、消費者 NGO が発達していなかったことである。主たる協会は Vinastas であるが、資金的制約があり、かつ（特に法的）経験があまりなく、例えば 2016 年には、結果的には不公正とされた魚油の安全性に関する問題を示すに至った公表テストにつき、政府とのトラブルに巻き込まれてしまっている⁽⁴²⁾。より一般的には、ある専門家は、最近、次のことを認めている。

現在の裁判所システムは、事案の負荷およびその能力の点において多数の問題を抱えているため、迅速手続が消費者の利益になるか否かについては疑わしい。現在において、消費者と取引業者との間の紛争が裁判所に提訴された例がほとんどないということは、驚くべきことではない。消費者団体は、取引業者に対する訴訟を開始しなかったのである⁽⁴³⁾。

その背景の一部は、「ベトナムにおける消費者の苦情の数は、違反行為は複数見受けられるにもかかわらず、驚くほど少ない」ということである⁽⁴⁴⁾。2016 年にベトナム競争当局が行った 3000 人を対象とする無作為調査によれば、消費者の権利を侵害されたことがあるのは 56% であり、その半数が一切何らの行動も起さなかった。しかし、（消費者保護に責任がある）当局は、1567 件の消費者による苦情を受理していた（9200 万人におよぶベトナムの人口からすればほんのわずかであるが）。

かなりの数の製造物訴訟を報告しているのは、東南アジア諸国においては、

(42) ‘Fish Sauce Scandal Suspension’, *Vietnam News*, 28 October 2016, vietnamnews.vn/society/345233/fish-sauce-scandal-suspension.html#z32erZzRk43CL8zq.97 を参照。また一般的には、Nottage and Paterson ‘Product Safety Law and Consumer Contracts in Southeast Asia’ を参照参照されたい。

(43) N. Van Cuong, ‘Vietnam’, in G. Howells, C. Twigg-Flesner, H.-W. Micklitz and C. Lei (eds.), *Comparative Consumer Sales Law* (Routledge, 2018) 165, 169.

(44) *Ibid.*, 168.

タイのみである。この現象は、この分野の訴訟は基礎的な各国法が異なり、かつ、各国法の民事法制度および一般社会が異なるため、あまり行われていないことを示すものである。したがって、米国で製造物責任訴訟が非常に多いのは特有のことであることがわかる⁽⁴⁵⁾。

タイにおける2009年以降の訴訟提起は、製造物責任法が施行されたことによるだけではなく、長年にわたる消費者NGOの活気ある伝統によるものであると同時に⁽⁴⁶⁾、2008年消費者訴訟手続法が制定されたことにもよる⁽⁴⁷⁾。同法は、ASEAN加盟国の中でも独特であり、次の規定を有する。

- 消費者原告を支援するための法的に訓練された裁判所の「ケース・オフィシャル」の選任。例えば、口頭による苦情の記述(20条)、紛争の調停(25条)および調査引受け(3条)、
- 様々な方法での手続の迅速化(例えば、9条および16条)、
- 期限拡張に関する裁判所の裁量(15条)、
- 原則的な訴訟費用の免除(18条)、
- 証拠の柔軟性(例えば、22条、30条。同様の請求に関しては、32条)、
- 損害額算定の柔軟性(40条)および5倍を上限とする懲罰的損害賠償(42条)、5万バーツ(現在では約1440USドル)以下の場合における補償的損害賠償の上限。

そのような魅力があることから、2009年以降のタイにおける訴訟分野におけるパターンは次の通りである⁽⁴⁸⁾。

特筆すべきは、特に化粧品や消費者用電化製品に関して訴訟が相当数提起さ

(45) M. Reimann, 'Liability for Defective Products at the Beginning of the Twenty-First Century: Emergence of a Worldwide Standard?', *American Journal of Comparative Law*, 51 (2003), 751-838.

(46) F. Munger, 'Revolution Imagined: Cause Advocacy, Consumer Rights, and the Evolving Role of NGOs in Thailand', *Asian Journal of Comparative Law*, 9(1) (2014), 29-64, ssrn.com/abstract=2439377.

(47) 非公式翻訳は、[www.krisdika.go.th/wps/wcm/connect/382f9b004e2b70349867fa798fdc4669/CONSUMER + CASE + PROCEDURE + ACT, + B. E. + 2551 + \(2008\). pdf? MOD = AJPERES&CACHEID = 382f9b004e2b70349867fa798fdc4669](http://www.krisdika.go.th/wps/wcm/connect/382f9b004e2b70349867fa798fdc4669/CONSUMER+CASE+PROCEDURE+ACT,+B.E.+2551+(2008).pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=382f9b004e2b70349867fa798fdc4669) で参照されたい。

(48) S. Thanitcul, 'Thailand' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*, 300 から引用。2009-10年に電気機器の訴訟が異常に多かったのは、製造物責任法が、安全性に関わる欠陥だけでなく、品質上の欠陥とされるものすべてに適用されると最初に誤解されたからであろう。

表2：製造物責任法に基づくタイの裁判所における訴訟分野（2009年～2013年）

製造物	2009	2010	2011	2012	2013	Total 2011-2013
1. 薬品	17	5	-	7	3	10
2. 食品	19	7	2	6	11	19
3. 化粧品	16	38	6	30	41	77
4. 車両	6	7	-	8	15	23
5. 電気機器	1787	712	1	11	10	22
6. 通信機器	60	23	1	11	18	30
7. 燃料	1	12	1	9	7	17
8. その他の消費用品	29	8	-	4	5	9
9. その他の仕様製品	40	9	1	9	7	16

れていたことである（上記3.5.6.参照）。しかし、ほとんど全ての訴訟は、消費者訴訟手続法に基づく正式な手続きに入る前に解決されている。原告志向の実体法は、活発な消費者団体の活動と／または安全性問題に興味を有する（紙およびソーシャル）メディアとを結合するものであり、製造業者が早期に和解に応じるインセンティブとなっている。もっとも、製造物責任法を適用する周知の二判決のみは残される⁽⁴⁹⁾。

製造物責任法を改正した4つのASEAN加盟国では、一般的にかなり機能的な裁判所システムを持つマレーシアやフィリピンのようなコモン・ローの伝統を有する国でさえ、判例法はほとんど見受けられない⁽⁵⁰⁾。最近の研究プロジェクトでは、（第1章で概要を述べたように）ASEAN事務局のために行われたものと、学会や実務家により焦点を当てたものの両方で⁽⁵¹⁾、厳格責任法の制定の主な特徴、とりわけBtoB訴訟の可能性（ベトナムを除く）について、専門家の間でも認識が欠けていることが明らかとなった。社会においては、法令がそのようなものであるとはほとんど理解されていない。このことは、上記表2の第一列からも推論することができる。表2第一列は、電気製品に関してタイ製造物責任法に基づき提訴された数が2009年には異常に多かったことを示している。安全性に関する問題を引き起こさない問題（テレビの画質が悪いというよ

(49) Ibid., 300-2.

(50) Lim, 'Malaysia' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*; Prodigalidad and Lim, 'Philippines' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*.

(51) Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*.

うな)も同法の射程であると原告が(および時にはおそらくアドバイザーも)誤って信じてしまった結果であったと思われる。さらに、東南アジアで制定された製造物責任規定は改正されていないため、そうした認識の妨げになっている。フィリピン(1992年に遡る)または政府や他の機関による公聴会においてでさえもそうである。ASEAN事務局による研究プロジェクトおよび2014年以降の関連委員会は、既存の法律の可視性を高める助けとなるかもしれないが⁽⁵²⁾。

製造物責任訴訟が提訴されていないという事態は、報告された判例法はもちろんのことであるが、残りの4つの加盟国でも、すなわち発展途上国のみならずシンガポールのような高収入の加盟国であっても同様である。この分野における実体法(時には手続法)の改正がないことを考えると、上述のことはさらに理解できる。しかし、ここでも、指示・警告上の欠陥の分野に対する厳格責任は、少なくともそれらの国でも適用するという認識に著しく欠けているのである。

例えば、シンガポールの2003年製造物責任(公正取引)法は、「不公正な慣行」を消費者が合理的に誤解する可能性のある「サプライヤー」の行為を含むものと定義している(4条(a))。サプライヤーには、商業目的で商品を製造するものが含まれ、消費者は、「もっぱら商取引以外の場合に」商品を受領する個人である(2条)。不公正な慣行により被害を受けた消費者は、損害賠償を請求ことができ、少額訴訟も含まれる(7条(4))。同法は、「シンガポール消費者協会(CASE)による長年にわたる主張の成果である」と宣言されているが⁽⁵³⁾、同協会のウェブサイトでは、適切な指示・警告を欠く安全ではない製造物のための訴訟につき、厳格責任方式として同法を利用する可能性について言及されていない。

2003年法はカナダおよびEU法の発展に影響を受けていることから、この省略は注目されるが、オーストラリアにおける誤認惹起行為および不実表示に関する制定法上の禁止も同様である⁽⁵⁴⁾。これらの禁止は、同様に、オースト

(52) EC司令の5年毎の検討(直近では2017年のEuropean Commission, 'Public Consultation on the Rules on Liability of the Producer for Damage Caused by a Defective Product', 10January 2017, ec.europa.eu/growth/tools-databases/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=9048がある)を参照。またオーストラリア消費者法(consumerlaw.gov.au/review-of-the-australian-consumer-law/about-the-review/)も参照されたい。

(53) Consumers Association of Singapore, *Consumer Guide: CPFTA & Lemon Law*, www.case.org.sg/consumer_guides_cpfta.aspx.

ラリアでは製造物責任訴訟における並行した請求を理由づける事実として広く用いられている⁽⁵⁵⁾。同様の手段は、ブルネイにおいても、2011年消費者保護（公正取引）法が制定されて以来、同様の方法を用いることができるようになった。（多くの立法と同様に）同法は、シンガポール法に習ったものである。しかし、ブルネイにおいても同様に、この可能性はほとんど認識されていない⁽⁵⁶⁾。

興味深いことに、2015年の事案においては、強制的な消費者保証に対する責任を小売業者から製造業者へと拡大する考えが明らかにされている⁽⁵⁷⁾。これは、指示・警告上の欠陥だけでなく、設計上の欠陥または製造上の欠陥についても厳格責任制度を加えうるものであった。しかし、この提案に関する情報は公にされていないため、シンガポールの消費者は、2003年消費者用製品（公正取引）法により、限られた範囲でしか請求をすることができないでいる。

ラオスでは、2010年消費者保護法は、サプライヤー（製造業者を含む。3条(2)）に対し、消費者（「全く利益を生む目的ではない」商品やサービスを売買または利用する個人もしくは組織と定義される（3条(1)））に、広告で「十分な情報を提供する」ことを義務付けている（14条）⁽⁵⁸⁾。理論的により関連して、サプライヤーは商品の「製造過程に関する正確な情報」をも提供しなければならないが（35条(3)）、製造物に関する指示または警告を完全に省略することが同条の違反となるか否かについては不明である。サプライヤーはまた、低品質または標準以下の「製造物、商品またはサービス」に対しても責任を負うようであるが（35条(4)）、それは合意された基準または規制された基準に満たなかった場合に限られるであろう。いずれにせよ、行政機関を通じての消費者に対する賠償命令が利用できるのは、契約違反をしたサプライヤーに対してのみであり、その他の救済は直接の売主に対してしか請求することができないこと

(54) R. Chandran, 'Consumer Protection (Fair Trading) Act', *Singapore Journal of Legal Studies*, (2004), 192-226; J. M. Paterson and V. Wong, 'Consumer Protection in Singapore: Statute and the Ongoing Influence of the General Law', *Singapore Academy of Law Journal*, 28 (2016), 1079.

(55) Regarding この点については、とくに、取引慣行法 52 条およびオーストラリア消費者法 18 条にあるそのリステイトメントを参照。Kellam et al, 'Theories of Product Liability', 16-21 も参照されたい。

(56) 例えば、Ong, 'Brunei Darusaalam' を参照。

(57) L. Teh and N. Hui Min, 'Singapore' in Nottage and Thanitcul (eds.), *ASEAN Product Liability*, 266-8.

(58) 翻訳は次を参照: www.aseanconsumer.org/accp/download/Lao/Law%20on%20Consumer%20Protection%20-%20English.pdf.

を示している。裁判所への提訴については、「法の下での裁決」に関する54条に規定されており、同条では同法違反のいくつかが規定されている。そうであったとしても、同法および他の法律は、タイのように、消費者訴訟を促進するものではなく、また、ラオスの裁判所システムは一般的に深刻な批判にさらされている(第1章の表から明らかである)。

ミャンマーの2014年消費者保護法は、未だ軍部に支配されている政府によって制定されたものであるが、同軍事政権は民主的改革の圧力にさらされている。同法は、消費者が主張することができる製造物の指示・警告上の欠陥に対する厳格責任の範囲を制限している。このことを最もよく表すのは7条(b)(ii)であろう。同条は、事業者(製造業者を含む。2条(g))に対して、商品およびサービスに関する「明確かつ適当な情報」を消費者(「取引目的ではなく」それらを受領または使用する者。2条(a))に提供することを要求するものである⁽⁵⁹⁾。しかし、例えば情報の一部を省略した場合に違反となるか否かについては不明である。18条に基づくと、消費者紛争仲裁機関は、7条(b)違反の場合には賠償命令を発することができる。しかし、同機関は、地域レベルや地方レベルで徐々に設立されているにすぎない。

その他の点については、ミャンマーの2010年法は、9条および10条違反に対する刑事罰を規定している(23条)。なお、同条は、被った損害に対する民事訴訟を不可能とするものではない(24条)。しかし、9条は買主または使用者を誤信させる意図の証明を要求しているようであり、他方で、10条は、商品やサービスの必要性を(おそらく実際に)告げなかったことあるいは告げたことのみに関して消費者を誤信させたことまたは騙したことに対して、厳格責任を認めている。いずれにせよ、ミャンマーの裁判所制度は、長年にわたる公然とした軍事独裁政権のもとで、破壊されたのであり⁽⁶⁰⁾、とくに個人の消費者にとっては機能不全のままである。同法は、監査機関またはNGOによる代表訴訟を規定しているが、いずれにせよ、まだ発展途上にすぎない⁽⁶¹⁾。とくに、消費者保護の領域においてはそうである。

(59) 翻訳は次を参照: [www.aseanconsumer.org/accp/download/Myanmar/Consumer%20Protection%20Law%20\(English\).pdf](http://www.aseanconsumer.org/accp/download/Myanmar/Consumer%20Protection%20Law%20(English).pdf).

(60) 一般的には、N. Cheesman, *Opposing the Rule of Law: How Myanmar's Courts Make Law and Order* (Cambridge University Press, 2015) を参照されたい。

(61) 一般的には、A. Morgan, 'Introduction: A Remarkable Occurrence: Progress for Civil Society in an "Open" Myanmar', *Pacific Rim Law and Policy Journal*, 23 (2014), 495-509 を参照されたい。

全体としてみると、これら4つのASEAN加盟国とインドネシア（過失に關する証明責任の転換のみを有する）においては、厳格な製造物責任法が全く無いか一部しかなく、とりわけ他の5つのASEAN加盟国で制定されたEUスタイルの訴訟が裁判所において正式に実施されることについて認識されていない。被害を受けた消費者の救済の範囲が限られていることだけではなく、このことすべてが、製造業者（サプライチェーンの他の事業者。とりわけ輸入業者）が安全な製造物を取り扱うように仕向ける効果を減少させている。このように機能的な私法メカニズムが欠けていることから、—おそらくタイは除かれる—、政策立案者が食品法のような部門的規制に焦点を合わせてきた理由がわかるであろう（例えば、フィリピンでは、2013年に法改正がなされている）⁽⁶²⁾。

にもかかわらず、一般的に東南アジアでは、とりわけ具体的には消費者のための私法へのアクセスを改善する方策に関して理解と興味が高まってきている（第1章で言及したとおりである）。2013年にタイで制定された米国スタイルの（オプト・アウト）クラスアクション制度は、法律草案が経済界の反対にあって無視された後クーデター後の軍事政権によって制定されたものであるが⁽⁶³⁾、同制度は、タイの製造物責任制度をより機能的にし、かつ、ASEAN加盟国でさらなる議論を喚起するものであるべきである。最初のクラスアクションは、2018年4月にフォードに対して、標準以下でかつ安全ではないフィエスタとフォーカスという自動車による損害賠償を求めて提起された⁽⁶⁴⁾。

(62) Prodigalidad and Lim, 'Philippines', 241-3. 2013年に制定された「レモン法」は、分野別の介入であるが、自動車のあらゆる種類の欠陥（安全性に関わる欠陥だけではない。）を対象とし、主として消費者の私法上の権利を向上するものである。

(63) C. Ratanachaichan, 'A Primer on the Thai Draft Law on Class Actions', Paper presented at the 9th General Assembly of the ASEAN Law Association (2006), www.aseanlawassociation.org/9GAdocs/Thailand.pdf と C. Thongpakdee et al, 'New Class Action Law in Thailand', *Lexology*, 19 May 2015, www.lexology.com/library/detail.aspx?g=e104b041-025a-4a5f-a150-a656bb1472cb を比較せよ。

(64) 'Class Action Filed Over "Substandard" Ford Vehicles' *The Nation* (3 April 2017), www.nationmultimedia.com/detail/national/30311172. 消費者財団 NGO を通じると想定されている第二の集団訴訟は、代わりに台所用品に関する誤認惹起広告に関わるものであった。'Consumer Group Plans Class Action Over Korea King Pans' (18 May 2017), www.bangkokpost.com/news/general/1251879/consumer-group-plans-class-action-over-korea-king-pans.

3. 結論および理論的示唆

全体としてみると、例えば「比較地域主義」研究の観点から見たとき⁽⁶⁵⁾、この分野における ASEAN の展開は、EU の法律および政策的傾向にいくらか類似しているが、ほとんどはかなり抽象的レベルである。第一に、一般的製造物安全法制度は、人権と民主化運動のための広範なプログラムの文脈で導入されたものであり、とりわけタイ (1979 年から) およびインドネシア (1999 年から) ではそうであり、最近ではミャンマー (2014 年から) もそれに連なるものである。より最近では、ほとんどの立法の理論的根拠は、ますます経済的要請に依拠するものであるようであり、とくに AEC と通じた地域統合によるものである。それは、ベトナムとラオスにおけるさらなる立法 (2010 年) を支えていた。とはいえ、ベトナムおよびラオスの立法は、ミャンマーにおける制定法による介入 (1999 年遡る) には及ばず、またシンガポールの 2011 年修正にも及ぶものではない。ヨーロッパと同様に早い段階から、経済的要因が厳格な製造物責任法の制定において、ときにはっきりと現れていた。特にタイではそうであり (長い作成期間を経て 2008 年によく)、オーストラリアの輸入業者はタイの製造業者に安全な製品を製造するよう促す高度の基準を要請していた。

第二に、AEC ブループリントにおいても消費者問題規制当局の間でも次のことが認識されていた。すなわち、取引と投資の自由化は、規制により「底辺への競争」におちいり、とくに発展途上の加盟国において安全でない製造物がダンピングされる事態になることをさけるために、平準化された最低限の基準に合致するものでなければならない。これもまた、EU 内での法の平準化の背景にある重要な推進力であった。もっとも、より長きにわたってかつより明確に述べられていた⁽⁶⁶⁾。

しかし、ASEAN 加盟国で制定された各消費用品安全法に関するより特徴的な点は、EU のそれ、とりわけ一般製品安全指令 (1992 年制定、2001 年改正) からの影響を部分的にしか反映していないことである⁽⁶⁷⁾。例えば、東南アジアにおける一般消費用品安全規制は、次のことを含んでいない。

(65) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第 2 章 Part 2. 3. 1 に概説されている。

(66) L. Nottage, 'Legal Harmonization' in D. Clark (ed.), *International Encyclopedia of Law and the Social Sciences: American and Global Perspectives* (Sage, 2006), 686-692.

(67) https://ec.europa.eu/info/general-product-safety-directive_en を参照。

- 玩具のような、特定の種類の商品に対する最低限度の安全基準の設定に関する重要な地域内での協調（対照的に、東南アジアでは、食品や化粧品分野では固有の規制がなされている）。
- 一般安全規定（全ての消費者用製品に安全性を要請する）。ただしマレーシアを除く（マレーシアでさえ、製造物が合理的に安全であるという一般的要請に適合するとの推定を提供しうる基準を EU スタイルで官民で作り上げるための手続は明確には提供されていない）⁽⁶⁸⁾。
- サプライヤーに課される、重大製品リスクまたは事故に関する国内規制当局への報告義務。ただし、間接的かつ部分的にはベトナムは除かれる（ASEAN 消費者保護委員会（ACCP）は、ヨーロッパの RAPEX 制度に一部触発されて、規制当局が実際のリコール情報を共有するオンライン・ポータルを導入したのではあるが）⁽⁶⁹⁾。
- 製造物のトレーサビリティ要件および規制強化。これらは、EU の一般製品安全指令を（直接的拘束力を有する）規則に転換することを目的とした 2013 年以降の欧州委員会提案に含まれている⁽⁷⁰⁾。

東南アジア全域で主に遅い段階で導入された製造物責任法の改正に関しては、1985 年 EC 指令の影響が明らかであり、とくにマレーシアではそうである。しかし、厳格責任を導入した他の 4 つの ASEAN 加盟国は、EC 指令の文言やコンセプトにあまり追従しておらず、カンボジアの立法は指令の日本版の影響を受けている。さらに事態を複雑にしているのは、残り 5 つの加盟国が過失ベースの責任制度を維持していることである。ただし、シンガポールとブルネイにおける指示・警告上の欠陥はおそらく除外される。

したがって、消費用品安全法における法移植は、未だ部分的であり、か

(68) ヨーロッパについては、G. Howells, ‘The Relationship between Product Liability and Product Safety: Understanding a Necessary Element in European Product Liability through a Comparison with the US Position’, *Washburn Law Journal*, 39 (2000), 305 を参照。

(69) <https://aseanconsumer.org/product-alert> と、はるかに手の込んだ https://ec.europa.eu/consumers/consumers_safety/safety_products/rapex/alerts/?event=main.listNotifications&lng=en を比較せよ。

(70) Council of Ministers, ‘Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Consumer Product Safety and Repealing Council Directive 87/357/EEC and Directive 2001/95/EC’, 78 (2013), ec.europa.eu/consumers/consumers_safety/product_safety_legislation/general_product_safety_directive/index_en.htm を参照。

つ、複雑である⁽⁷¹⁾。コスト削減的な移植は、おそらくより一般的なものであるが、明らかなのはマレーシアだけである。EUモデル（とくに製造物責任法改正のための）はコモン・ロー法圏ではいくらか影響があったが、ASEAN加盟国は長らくヨーロッパ私法の伝統に影響を受けていたため（とくにタイ）、正当性を生み出すような移植は殆ど見られない。消費者法は（シンガポールのように）長い植民地支配後の独立後に制定され、ASEANは未だにこの分野において「ベスト・プラクティス」を制定するのに、非公式の（未承認の）圧力に依存しているため、外面的に指示された法移植は存在しない。また、この分野において事業者主導で法移植がされた跡もほとんどない。製造物責任法に関しては、タイが例外であろう。上述したように、オーストラリアへの自動車輸出業者は、オーストラリアの輸入業者から受けていた高水準を求める要請に答えていたため、主要な経済界による法改正の反対に対して、いくらか弱めるような影響をもっていたようである⁽⁷²⁾。

最後の例を示すのはタイである。タイの例は、地方レベルでのより高い規制水準に「変更する」機運を生み出すため、一部の業界関係者（とくに高い法的基準を設けている市場への輸出業者）が現地の消費者団体と協働することにより、いかにして連携が形成されるかを示すのに役立つものである。しかし、そのような「変更」現象⁽⁷³⁾は、まずは、重要な製造物輸出分野をもつ国に依存する。ラオスやミャンマーは、そのような分野がなく、（最近まで）ベトナムもそうであったことから、比較的遅くまでそれらの国で包括的消費用品安全法が制定されず、それらの法律の実施については未だ継続的問題であるということがわかるであろう。さらにいえば、発展途上国は特に消費者法の施行の際に問題に直面している。このことは、ブルネイも同様であり、ブルネイは、そうした立法がなく、カンボジアも同様である。カンボジアは2000年によく消費用品安全法を導入したが、未だに包括的消費者保護法へと組み込んで

(71) 異なるタイプの法移植については、L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第2章 Part2.9を参照。

(72) 「レモン法」は（自動車販売を対象とするアメリカ合衆国連邦州法からの）法移植であり、フィリピンにおいて2014年に制定されたものである。また、レモン法は、企業家的要素も有する。法律案は、2005年に Manuel Zamora により下院法案 3571 として提出され、その後、その娘である Maria Carmen Zamora-Apsay により 2011 年に下院法案 4841 として再提出された。

(73) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第2章 part2.8も参照されたい。

はいない。さらに、カンボジアは、民法典制定のパッケージの一部として2008年に厳格な製造物責任法を導入したのみである。第二に、とりわけこれら5つの加盟国では、現地の消費者NGOがあまり活発ではない点が挙げられる。このことも変更を促進するための連合の形成を妨げている。にもかかわらず、より質の高い消費用品安全法がほとんど全てのASEAN加盟国に導入されているのに対し、消費者契約法の改正は一般に行われておらず、とくに最近はそうである。

最後に、消費生活用製品安全法は、なお制限的ではあるものの、いくつかの新たな「脱政府間主義」を示している⁽⁷⁴⁾。各加盟国の一般消費者規制当局間で強力な国境を超えたネットワークが存在する。各加盟国は、現行法の強制について批難されるだけでなく、法改正の遂行についても批難される傾向にあり、また、法改正を始める可能性さえある。対症的に、国内の立法者または政策立案者は、相互に積極を持っていない。これは、消費者法が特に発展途上の加盟国においては駆け出し段階にあるということのみが理由であるのではない。脱政府間主義は、政治的情勢（タイのクーデターや社会主義体制により、政治家が消費者問題の専門的知識を発展させるのを困難にしているように）のため、依然として限られたものである。また、旅行費用が限られていることや言語的障害のような実際の問題も阻害要因である。国内の司法機関に関しては、これらは脱政府間主義がほとんどないことを示している。これは同様の理由から生じるものであるが、しかし、消費用品安全法に関する判例法（タイを除けば製造物責任法のケースでさえも）がほとんど報告されないことも理由であり、裁判官や上級弁護士がこの分野に関して語ることはほとんどないのである⁽⁷⁵⁾。

一般消費者法規制当局の間でさえも、新生の脱政府間主義に対する深刻な課題が残されている（これは、部門的規制当局、とくに食料品規制当局とは対象的である。彼らは、国内規制当局や国際機関および国際産業グループと広範囲にコンタクトをもっている）。一般消費者規制当局は、比較的最近になったできる傾向があり、また各国においてはリソースに不足する傾向にある。そのため、多くの場合、旧来の巨大な「一連の省庁」に比べて司法権（例えば、市場化前の基準制定権）が限られている。一般消費者規制当局は、市場化前の介入に関してより広

(74) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第2章 Part2.7で概説されている。

(75) 例えば、ASEAN 法学会がオンラインで公開している東南アジアの裁判官やその他の上級弁護士のスピーチ (www.aseanlawassociation.org/speechespub-country.html) や出版物には、消費者（製品安全）法に関する紹介はない。

範な司法権を持つ傾向にあり、協調して非公式に国境を超えた情報共有、クレーム処理および執行を開始している。それは ACCP によるものである。しかし、一般的にはその進行は緩やかであり、使用禁止や（自主的または強制的）リコールに関する情報を国内規制当局が公式に共有するための ACCP 「製造物警報」ポータルは、あまり情報を持たず、かつ、機能的ではない⁽⁷⁶⁾。

にもかかわらず、東南アジア全般に渡る消費者規制当局間での脱政府間主義は、海外の協力者や国際機関の支援を得て、ACCP を通じて大きく進歩し、達成され始めている⁽⁷⁷⁾。これをさらに、とくに比較的注目度の高い分野である消費用品安全法において発展させる可能性は相当ある。すでに述べたように、「国際的規制協力」(IRC)による最近の研究、その4つの内2つは ASEAN に焦点を当てたものである（一つは化粧品規制に関するものであり、もう一つは知的財産権の連携に関するものである）。重要な教訓は、「小さく始めて、野心的になりすぎて結局何もうまく行かないよりは、限界を超える最も厳しい IRC の要請を選択すること」である。しかし、「ASEAN の化粧品に関しては、完全な規制政策の平準化がなされ、主要な輸出市場へのアクセスが可能となり、また化粧品の安全性が改善された」のである⁽⁷⁸⁾。

より一般的に ASEAN の化粧品安全法の平準化の分野において IRC が成功した原動力を評価する価値もある⁽⁷⁹⁾。重要な原動力は次のとおりである。

- メンバーシップ（国とその代表者が資格を有する）：シンガポールの実地の規制当局（CASE ではなく SPRING のスタッフ⁽⁸⁰⁾）が、主要な ACCP の取り組みにさらに尽力する可能性があり、またブルネイの官僚が参加

(76) L. Nottage, 'Policy Digest 2: Consumer Product Safety Regulation — Recalls and Accident Information Disclosure Mechanisms' and www.aseanconsumer.org/accp/index.php?r=portal/article&id=3 を参照。

(77) L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第1章で概説されている。また、ACCP, 'ASEAN and China Cooperate on Product Alert Systems' (2 May 2018), <https://aseanconsumer.org/read-news-asean-and-china-cooperate-on-product-alert-systems> も参照。

(78) D. Gill, *International Regulatory Cooperation*, ii.

(79) *Ibid.*, 9-12.

(80) 製品の「警告上の欠陥」と重なり合う不正行為および誤認惹起行為に関する権限の一部が CASE から SPRING へと移されたことも、この交替の理由の一つである。

一般的には、W. L. Loo and E. Ong, 'The 2016 Amendments to Singapore's Consumer Protection (Fair Trading) Act — A Missed Opportunity', *University of Tasmania Law Review*, 26 (2) (2017), 15-48 を参照されたい。

する可能性がある。

- リーダーシップ：議長を頻繁に交代させるという ACCP の慣行は、主要な計画や関連するコンサルタント計画が複数年に及ぶことから、専門知識をより発展させることができるという点で再評価すべきである。
- 事務局：ASEAN 事務局には広範な資源的制約がかかっているため、行政的バックアップも限定的であり、計画を完了するには、外部のコンサルタントや ODA に頼らざるを得ない状況にある。
- 持続的コミットメント：これは、ASEAN の公式声明における消費者の安全性に関して繰り返されているが、上述の課題のため、コミットメントを実施するのは困難である。

他の点に関しては、あまり重要ではないように思えるが、効果的な IRC にとっては重要である可能性がある。

- 一般消費者規制を「法律への委任」に拡張することは有益であり、国内法の下で、(市場化前の) 基準設定および事故情報を収集し(条約ベースまたはアドホックに) 国家間協力を可能とする新権限について、より大きな役割を果たすであろう。
- 「産業界と連携」する機会が検討されうる⁽⁸¹⁾。他方で、規制による補足可能性を最小限にするために、一般的消費者規制当局内の能力の構築、および、彼らと分野別当局との間でのより緊密な関係の構築を継続する必要がある。

(本学法科大学院教授)

(81) 第3章補遺 A で概説した食品規制分野ではすでに明らかである。また、より一般的には、L. Nottage et al, *ASEAN Consumer Law Harmonisation and Cooperation* (Cambridge University Press, 2019) の第8章で論じられている。